

大阪大学におけるアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に関するガイドライン

平成22年12月21日総長裁定

平成27年 3月27日一部改正

平成29年 1月 1日一部改正

令和2年 5月20日一部改正

1) ガイドラインの目的

このガイドラインは、「大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針」及び「大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、大阪大学（以下「大学」といいます。）におけるアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント（以下総称して「ハラスメント」といいます。）による人権侵害の防止と万一ハラスメントが発生したときの対処などをわかりやすく説明しています。

大学における良好な教育、研究、労働環境を維持し、教職員、学生の利益を保護するとともに、キャンパスにおけるハラスメントをなくすためのものです。

2) ガイドラインの適用対象

- ① このガイドラインは、大学の構成員のすべてに適用されます。大学の構成員とは、大学の教職員（常勤・非常勤を問いません。）、学生（大学院生、学部生、留学生、研究生、科目等履修生など本学で教育を受ける関係にあるすべての者を指します。以下「学生」といいます。）、非常勤講師、招へい教員及びアルバイトなどをいいます。
- ② ハラスメントが大学の構成員の関係において問題となる場合には、学外での出来事であっても、また勤務・授業・課外活動の時間外であっても、このガイドラインが適用されます。
- ③ 大学の構成員と学外者との関係においてハラスメントが問題となる場合には、このガイドラインを準用して対応します。
- ④ 大学を離れた場合には、その期間が長くなるほど事実確認が困難となりますので、できるだけ早く相談することが望まれます。

3) ハラスメントを防止するための基本的な心構え

職務・研究・勉学・課外活動の諸活動で弱い立場の人が存在し得るキャンパスでは、ハラスメントは、構造的に起こり得る問題であることを認識し、当事者（被害者とされる人及び加害者とされる人をいいます。以下同じです。）間の個人的な問題として片付けてしまわないようにしましょう。

周囲の人の意識と態度が、ハラスメントを止めさせたり、防止するための、重要な

要素であることを自覚しましょう。

ハラスメントを防止するためには、次のような意識が重要です。

- ① 人の尊重という人権保護の基本を理解し、お互いの人格を尊重し合う。
- ② すべての構成員は、お互いが大切なパートナーであるという意識を持つ。
- ③ 修学上の、あるいは職務上の上位の人は、自らの言動のもつ影響力を自覚し、常に相手への配慮を保つ。
- ④ 指導する立場にある人は、ハラスメントが研究する権利や教育を受ける権利、良好な環境で就労する権利などを侵す人権侵害行為であることを認識し、研究、教育の本来のあり方を踏み外すことのないよう、日頃から十分に注意をする。
- ⑤ 自らの言動が誤解を招かないように、日頃から周囲と十分なコミュニケーションを取るよう心がけ、相互の信頼関係を保つ。

4) 問題解決のために

- ① ハラスメントを受けたときには、一人で悩まないで、友人や家族、同僚など信頼できる周囲の人に相談してみましょう。
- ② 大学にはハラスメント問題に関して5)に記載しているような相談室が設けられています。相談員（専門相談員及び全学相談員をいいます。以下総称して「相談員」といいます。）が真摯に話を聞きます。
- ③ 自分の周囲でハラスメントに遭っている人がいたら、次のようなことを行うなど勇気を出して助けてあげましょう。
 - ・加害者とされる人には「その言動はハラスメントになり得る言動です。」というような注意をしてみましょう。
 - ・証人になったり、相談員の所へ行くときには同行してあげましょう。

5) 相談体制

相談員があなたの立場に立って相談に乗ります。

- ① 大学は、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等に関する相談に主として対応するアカデミック・パワー等ハラスメント相談室（以下「アカハラ等相談室」といいます。）を設置しています。アカハラ等相談室に所属する専門相談員があなたの相談に応じます。また、ハラスメント相談室（以下「相談室」といいます。）に所属する全学相談員も、すべての構成員の相談に応じます。専門相談員及び全学相談員への連絡方法などは、リーフレット、大学のホームページによりお知らせします。

一人では相談しにくい場合には、親しい友人などに付き添いや代理をしてもらって相談員に相談してください。また、直接の被害者ではなくとも、ハラスメントを目撃したりその可能性が高いと考えられるときにも、相談員に相談してください。

二次被害の相談も受けます。加害者とされて納得のいかない人も相談できます。そ

のほか、ハラスメントをめぐる問題で困っている人も相談してください。

- ② 相談員は、相談者の話を聴き、必要に応じて助言等を行い、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めます。また、相談員は、相談者の意を受けて相談者のために必要な行動をとることもできます。なお、相談者が相談員の対応に納得がいかないときは、別の相談員に相談することもできます。
- ③ 相談員は、相談者の名誉やプライバシーを堅く守ります。匿名希望の相談も受け付けます。

6) 問題への対処

大学は、問題を解決するに当たっては、相談者の意向等に十分に配慮し、ハラスメントに対しては、以下のような段階に分けて対応をします。

- ① 相談員が、当事者及び関係者等から事情を聴くなどして、問題解決に努めます。
- ② 相談者が当事者双方の話し合いでの問題解決を希望する場合には、相談員は話し合いを円滑に進めるために必要なサポートをします。どのような内容で合意するかは当事者が決めることであり、また当事者は話し合いを打ち切ることもできます。
- ③ 相談者の了承を得て相談室は、加害者の所属する部局等（以下「関係部局」といいます。）と問題解決のための調整をすることができます。
- ④ 相談室では解決できないか、あるいは被害救済及び再発防止のための対処が必要と判断した場合は、相談者の了承を得て、ハラスメント相談室長（以下「相談室長」といいます。）は、ハラスメント対策会議（以下「対策会議」といいます。）へ報告します。

ただし、被害者とされる人と相談者が異なる場合は、対策会議への報告について、被害者とされる人の了承が必要となります。

- ⑤ 対策会議は、直ちに相談内容を検討し、速やかに関係部局へ被害拡大を防止する措置等（以下「被害拡大防止措置等」といいます。）の実施を勧告又は要請します。また、出来る限り早く事案を検討し、事実関係の調査が必要と判断した場合は、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）に調査を依頼します。
- ⑥ 関係部局は、勧告又は要請により実施した被害拡大防止措置等を対策会議に報告します。

対策会議は今後の対処方針を立て、関係部局で実施した被害拡大防止措置等とあわせて相談室長に報告します。また、相談員は、関係部局で実施した被害拡大防止措置等について被害者とされる人へ説明します。

対策会議から調査委員会に対して調査依頼がなされた場合、調査委員会委員長は、直ちに、個別の事案について具体的な調査を行うハラスメント事案調査委員会（以下「事案調査委員会」といいます。）を設置します。

- ⑦ 事案調査委員会は、中立・公平な立場で速やかに事実関係の調査を実施し、調査に

当たっては、当事者及び関係者等から公正な事情聴取（被害者とされる人には、必要に応じ相談員を陪席させます。）を行うものとし、その際、事情聴取の記録の正確性を確保するため、事情聴取対象者の承諾を得て録音を行うものとし、調査に際し、虚偽の申立ては禁止されます。

調査は、当事者にかかる負担を軽減するため、原則として対策会議から調査依頼のあった日の翌日から起算して2か月以内に終えることとし、この起算点の日は、相談室から被害者とされる人に連絡をします。2か月より遅れる場合は、その旨を理由とともに文書で調査委員会委員長及び被害者とされる人に報告するものとし、調査に当たっては、事情聴取対象者の名誉、人権、プライバシーに十分配慮します。事案調査委員会は、必要な場合には、委員以外の者の協力を求めることができます。

- ⑧ 調査の結果は、調査委員会から対策会議議長に報告されます。その後、対策会議から当事者に直接文書で報告されます。（被害者とされる人には、必要に応じ相談員を介してお知らせします。）調査結果に対し当事者は、調査結果を受け取った日の翌日から起算して2週間以内に書面で直接対策会議議長に異議申立てをすることができます。（被害者とされる人は、必要に応じ相談員を介するものとし、）
- ⑨ 異議申立てが行われた場合、対策会議は異議に対して再調査の必要性を含めて検討した最終調査結果を当事者に伝達します。なお、最終調査結果は、原則として前述の異議申立期間終了の翌日から起算して1か月以内に終えることとし、1か月より遅れる場合は、理由とともに当事者に報告します。
- ⑩ 対策会議が、当該事案を何らかの措置・処分等が必要なハラスメントと認定した場合には、関係部局長に必要な措置・処分等の勧告又は要請を行います。
- ⑪ 関係部局長は、勧告又は要請について対策会議議長に対応状況を報告して適切な対応をとります。その結果を被害者とされる人に直接、又は相談員を介して報告します。被害者とされる人と相談者が異なる場合は、被害者とされる人の意向を尊重し、必要に応じ相談者にも報告するものとし、
- ⑫ 被害者とされる人（相談者が被害者とされる人でない場合であって、相談者が被害者とされる人の同意を得ているときは、相談者を含むものとし、）は、相談員を介して、事案の進捗状況について随時問い合わせをし、その報告を受けることができます。
- ⑬ 関係者は、事案調査委員会の事情聴取等の求めには、可能な限り協力してください。

7) ハラスメントに対する処分・措置

- ① 大学は、ハラスメントの被害者とされる人に対しては、相談中、調査中であっても可能な限り最善の救済措置が与えられるよう努力します。緊急性のある場合は、相談室長は、対策会議及び調査委員会と調整し、関係部局長に救済等の要請を行うなどの措置を講じます。ハラスメントに関して相談したことによって、不利益を受けること

があつてはなりません。もし、そのようなことが生じた場合には、適切な措置をとります。

- ② 調査の結果、ハラスメントがあつたと認められた場合、その加害者が教職員の場合には就業規則に従って懲戒処分等に付されることがあります。また、学生の場合には、大阪大学学部学則、大阪大学大学院学則等に従って処分が行われることがあります。処分等を行った場合には、その内容を公表することがありますが、個人のプライバシー保護には最大限の配慮を行います。
- ③ 被害者とされる人はもとより、相談を受けたり証言するなど、問題解決にかかわったいかなる人も正当な対応をしたことで不利益を受けることがあつてはなりません。もし、そのようなことが生じた場合には、適切な措置をとります。
- ④ 再発防止や二次被害防止などのために、教育・研究及び就労の場等の環境改善など必要な措置をとることがあります。
- ⑤ 被害者は、措置等が十分実行されていないとの疑義が生じた場合は、直接又は相談員を介して相談室長に措置不履行の申立てをすることができます。相談室長は、このことについて対策会議に報告し、対策会議議長は必要に応じ関係者に対して措置の履行を命じます。

8) ハラスメントを予防するためのその他の活動

- ① 本学は、ハラスメント問題に関する啓発のために、リーフレットやポスターを作成します。
- ② 教職員・学生に対して、講演会、研修などによって、ハラスメントの防止に対する意識を高める機会を提供します。

9) 改訂

本ガイドラインは、「大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針」及び「大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」等の改正に応じて改訂を行います。